

令和 6 年度

おいらせ町農業委員会

第 10 回 総会議事録

期日 令和 7 年 1 月 1 0 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第10回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 7年 1月10日（金）午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 7年 1月10日（金）午後 4時21分

4. 出席委員

1 番 日ヶ久保 浩幸 君	2 番 馬場 武雄 君	3 番 日ヶ久保 亨君
4 番 玉川 勉 君	5 番 沼舘 廣志 君	6 番 久慈 弘子 君
7 番 吉田 良紀 君	8 番 袴田 光雄 君	10 番 松林 一弥 君
11 番 柏崎 幸子 君	13 番 袴田 信男 君	14 番 上久保 辰視 君
15 番 久保田 信一 君	16 番 川口 勉 君	18 番 名古屋 誠一 君

5. 欠席委員

9 番 佐々木 明博 君、12 番 坂井田 進 君、17 番 成田 健義 君、
19 番 松林 勝智 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第24号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第25号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 報告第26号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (4) 議案第44号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (5) 議案第45号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第46号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第47号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (8) 議案第48号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の要請の決定について

7. 会議録署名委員

5 番 沼舘 廣志 君、6 番 久慈 弘子 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 和紀 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駁 淳

9. 書 記 主任主査 尾駁 淳

開会 午後4時00分

議 長 (名古屋職務代理) (以下議長)	(修 礼) ただ今から令和6年度第10回総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、19名中 15名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 なお、9番 佐々木 委員、12番 坂井田 委員、17番 成田 委員、19番 会長の松林委員 については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。 それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、5番 沼舘 廣志 委員、6番 久慈 弘子 委員をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駁主任主査を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第24号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局	はい。それでは、報告第24号について説明します。

(柏崎事務局長)	議案書の 1－1 から 1－4 ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりとなっております。 以上で議案の説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。 …ございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第 2 4 号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第 2 5 号「地目変更登記に係る照会に対する回答につ いて」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、報告第 2 5 号について説明します。 議案書の 2 ページと、資料 1 と 2 をご覧ください。 照会は 2 件であり、内容については記載のとおりです。農業委員 及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受け ます。

議 長	(質疑・意見なし) 特にないようですので、報告第 2 5 号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第 2 6 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 2 6 号について説明します。 議案書の 3－1 と 3－2 ページをご覧ください。 令和 6 年 1 0 月と 1 1 月総会で要請を決定した 3 件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものです。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第 2 6 号は報告済みとさせていただきます。 次に議案事項に入ります。議案第 4 4 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。本議案の中には、日ヶ久保 浩幸 委員 が当事者となっている事案がございます。議案第 4 4 号 番号 3 は、農業委員会等に関する法律第

	3 1 条第 1 項に規定する「議事参与の制限」に^{がいう}該当しますので、日ヶ久保 浩幸 委員 は一時退出をお願いします。 (日ヶ久保 浩幸 委員 退席)
議 長	それでは、日ヶ久保 浩幸 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第 4 4 号 番号 3 について説明します。 議案書の 4 - 1 ページと資料 5 をご覧ください。贈与による所有権移転となります。 譲渡人は 、譲受人は 。 土地の所在は 深沢平の田 2 筆、面積は合計 2, 9 6 7 平方メートルとなっております。申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ござ

	いませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ヶ久保 浩幸 委員の入室を認めます。 (日ヶ久保 浩幸 委員 入室)
議 長	日ヶ久保 浩幸 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第44号残りの事案について説明します。 議案書の4-1から4-3ページをご覧ください。 第3条許可申請は、贈与が2件、売買が4件です。 番号1は、親族間贈与による所有権移転です。 資料3をご覧ください。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。 土地の所在は 下屋敷の畑 2筆、面積は合計2,475平方メートルとなっております。 番号2は、売買による所有権移転です。 資料4をご覧ください。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 新田の畑 2筆、面積は合計612平方メートル
となっております。

番号4は、親子間贈与による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

土地の所在は 鶉久保山の畑 1筆、面積は3,967平方メートル
となっております。

番号5、6は、売買による所有権移転です。

資料7をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

土地の所在は 中下田の田 2筆、面積は合計1,511平方メートル
となっております。

番号7は、売買による所有権移転です。

資料8をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

土地の所在は 一川目四丁目の畑 3筆、面積は合計4,915平方メートル
となっております。

申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この
申請において周辺農地への影響は認められません。

以上で説明を終わります。

議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４４号を残りの事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第４４号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第４５号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは議案第４５号について説明します。 議案書の５ページ 番号１と資料の順番に誤りがありましたので、資料９と１０ではなく、資料１１、１２をご覧ください。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。 土地の所在は、一川目四丁目の畑 １筆、面積は３７６平方メートルです。用途、転用の事由は自己住宅の建築となっております。 次に、番号２と資料９、１０をご覧ください。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

議 長	土地の所在は、一川目三丁目の畑 1 筆、面積は4 1 2平方メートルです。用途、転用の事由は自己住宅の建築となっております。 以上で説明を終わります。
1 4 番 (上久保委員)	ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	はい、1 4 番 上久保です。 それでは、調査の結果について説明します。1 2 月 2 7 日に 松林会長、袴田 信男 委員、柏崎事務局長、川口事務局次長、尾駁主任主査の6 人で調査を行いました。 番号1 と2 の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は下水道で処理し、雨水は自然浸透させ、処理します。周囲は宅地化しており、農地への影響はないと考えます。
議 長	調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。まず番号1 の農地区分は、住宅が連たんしていることから第3 種農地と判断しました。 申請者は、自己住宅の建築を計画しましたが保育所、小学校が近くにあり、通勤が便利であることから、本農地を選定しました。第3 種農地は原則、許可となります。

	番号２の農地区分は、１０ha 未満の生産性の低い農地であることからその他の２種農地と判断しました。 申請者は、自己住宅の建築を計画しました。保育所、小学校が近くにあり、通勤が便利であることから、本農地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替地がないに該当します。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４５号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第４５号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第４６号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。

事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第４６号について説明します。 議案書の６－１、６－２ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和６年１２月２７日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。 権利の内容は、売買が３件となっております。 これにより集積される農地は５筆で、面積は合計８，１２４平方メートルとなります。 計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４６号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第４６号は原案どおり決定いたします。 次に、議案第４７号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。 本議案の中には、日ヶ久保 亨 委員 が当事者となっている事

	案がございます。議案第４７号 番号１から５は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、日ヶ久保 亨 委員 は一時退出をお願いします。 (日ヶ久保 亨 委員 退席)
議 長	それでは、日ヶ久保 亨 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、議案第４７号 番号１から５について説明します。 議案書の７－１、７－２ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が５件となっております。 これにより集積される農地は１２筆で、面積は合計１８，９９１平方メートル、設定期間は令和１０年までと１０年間となります。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質疑・意見なし)

議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ヶ久保 亨 委員の入室を認めます。 (日ヶ久保 亨 委員 入室)
議 長	日ヶ久保 亨 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、議案第４７号残りの事案について説明します。 議案書の７－３から７－６ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が６件、賃借権の設定が５件となっております。これにより集積される農地は３１筆で、合計面積は５７，４１６平方メートル（約５．７ヘクタール）、設定期間は５から１０年間となります。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４７号は残りの事案どおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(異議なし) ご異議なしと認め、議案第４７号残りの事案を決定いたします。 次に、議案第４８号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の要請の決定について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第４８号について説明します。 議案書の８－１と８－２ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権の設定が１件と賃借権の設定が１件なっております。これにより集積される農地は８筆で、面積は合計１７，０６６平方メートル、設定期間は令和９年と令和１３年までとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４８号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長

ご異議なしと認め、議案第４８号を原案どおり決定いたします。
以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。
これで、第１０回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後４時２１分